

彙報

厚生省研究所人口民族部の移轉

厚生省研究所人口民族部は昭和十九年八月芝罘白金三光町四二五番地(聖心女學院内)に移轉したが、終戦に伴ひ廳舎を重ねて移轉することとなり、昭和二十年十月同區田町二丁目三番地(厚生省研究所産業安全部内)に引越した。

厚生省官制の改正

終戦に伴ひ厚生行政事務の社會、勞務等に於ける重要性の加重せられる情勢に即應して昭和二十年十月二十六日厚生省官制中左の如く改正公布せらるゝと共に、新に臨時防疫局の設置を見、又之と同時に厚生省分課規程の改正が行はれた。

厚生省官制中改正(昭和二十年十月二十日勅令第六百九號)

第三條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

- 健民局
- 衛生局
- 社會局
- 勞政局
- 勤勞局

保險局

第四條 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、武道、體育運動其ノ他體育訓練ニ關スル事項
- 三、母性、乳幼児及兒童ノ保護指導ニ關スル事項
- 四、其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第五條第四號乃至第六號ヲ左ノ如ク改ム

- 四、疾病ノ豫防ニ關スル事項
- 五、體力管理ニ關スル事項
- 六、勤勞衛生ニ關スル事項
- 七、其ノ他國民ノ保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、救護及救療ニ關スル事項
- 二、戰時災害保護ニ關スル事項
- 三、社會福利施設ニ關スル事項
- 四、其ノ他社會事業ニ關スル事項
- 五、住宅ニ關スル事項

第七條 勞政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、貸銀、給料其ノ他勤勞ノ條件ニ關スル事項
- 二、勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ關スル事項
- 三、其ノ他勤勞ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ

第七條ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、勤勞ノ需給ニ關スル事項
- 二、復員ニ伴フ職業対策ニ關スル事項
- 三、職業紹介ニ關スル事項
- 四、職業指導及職業訓練ニ關スル事項

第九條中「勤勞局參與」ヲ「勞政局參與」ニ、「勤勞局」ヲ「勞政局」ニ改ム

第九條ノ二ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時防疫局の設置

勅令第六百一十一號(昭和二十年十月二十六日)

大東亞戰爭ノ終結ニ伴フ檢疫並ニ急性傳染病ノ豫防及性病ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲臨時厚生省ニ臨時防疫局ヲ置ク

局長ハ按監ヲシテ之ヲ兼ネシムルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省分課規程中改正

第六條 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

- 企畫課
- 母子課
- 體鍊課

第七條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、人口ノ涵養ノ企畫ニ關スル事項
- 二、國民優生法ノ施行其ノ他民族衛生ニ關スル事項
- 三、健民生活ノ指導ニ關スル事項
- 四、國立公園其ノ他公園ニ關スル事項
- 五、他ノ主管ニ屬セザル人口ノ涵養及體力ノ向上ニ關スル事項

第八條 母子課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、妊産婦及乳幼児ノ保健及保護ニ關スル事項